

教育機会確保法の趣旨をふまえ、誰ひとり取り残さず、子どもたちが社会的に自立する力を、ともに育む

- ❖ 早期把握・早期リーチ・早期アクセスの実現
- ❖ それぞれの子どもの状況に対応した多層的な選択肢 → まずは3年間のモデル事業として実施
- ❖ 不登校状態に対する負のイメージの転換

1 相談・対応力の充実強化、実態把握の深化

- 各相談対応機関（学校・教委・教育相談室・子ども政策室等）の連携強化、相談情報の統一フォーマット化、ケース会議の開催
- 多様な学び推進連携チームの機能拡充
- 連携協定を結ぶ大学（教育大を想定）と、子どもの育ち・学び・生活及び市事業の効果測定等に関する共同研究を実施

3 多様な学び、安心できる居場所の設置

- 別室登校や放課後登校は可能な子ども向けに、学校にアナザークラス（もうひとつの教室、A組）を配置し、さらにランチスクール（不登校特例校分教室、B組）の設置可能性を研究
- 学校に拒否感のある、あるいは自宅から出にくい子ども向けに、学びや社会体験の機会となる居場所（公設フリースクール）を設置

5 地域、支援者、保護者の理解を深める

- 不登校を否定・拒絶するのではなく、子どもたちのありのままを受け入れ、支えていく理解醸成のための講演会等の実施
- 不登校や引きこもりの状態にある子ども及び保護者向けの個別相談会の定期的な実施
- 不登校経験者や保護者からなる育みの会（親の会）の設置検討

2 予防的視点での早期対応・早期連携

- 乳幼児健診及び4歳児クラス健診の結果を踏まえた、就学前の発達課題への個々に合った適切な対応、早期連携の充実・強化
- 就学前からの支援情報等の学校現場への引き継ぎ方策及びアセスメントシート等の検討・試行
- 就学期以降の子どもに対する教育及び保健福祉の専門家からなる共通アセスメントの場の設置

4 学校対応や教育支援のさらなる充実

- 不登校になりそうな子どもの早期発見や校外関係機関との連携を図る校内長期欠席対応チームの設置
- けやき広場から適応指導の概念を廃し、ニーズに応じた教科指導、オンライン学習、発達課題の学校支援機能などの拠点に衣替え
- 「困り感」のある子どもにチェックテストを行い、個別対応を充実

6 支え手となるネットワークづくり

- 不登校や長期欠席、引きこもりの子どもに関わる団体等からなる「ふくち子どもネットワーク」の設立
- 京都府の脱引きこもり支援センターや早期支援特別班と連携した、義務教育終了後の実態把握とサポートのあり方の検討
- 市外の専門・支援機関等との継続的な連携態勢の構築